

令和3年8月27日付け監査委員告示第10号公表分

(1) 市民部

地域連携課（集会所建築等補助金）

監査の結果	<p>補助金額の再審査について</p> <p>本補助金に係る交付要綱取扱基準において、机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費については、補助対象外経費とされている。</p> <p>しかしながら、平成30年度において、拡声器等の備品を補助対象経費として交付確定しているものが1件あったことから、再審査を行い所要の措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>再審査の結果、拡声器等の備品については、津市集会所建築等補助金交付要綱取扱基準の1の(3)の対象外経費である「机、いす、本棚等の備品の購入に要する経費」には当たらず、津市集会所建築等補助金交付要綱第4条第1項の「集会所及びこれに附帯する施設」に該当するものと判断した。</p>

(2) スポーツ文化振興部

スポーツ振興課（スポーツ推進委員会活性化事業補助金）

監査の結果	<p>書類審査の形骸化について</p> <p>(1) 不明確な補助対象経費及び補助金算出基準</p> <p>交付確定時の事業報告書には、津市スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）のすべての事業が報告されており、会費収入を充当する事業と、市費充当とする事業は明確になっているが、各事業費に対する充当割合は明確になっていなかった。</p> <p>また、津・久居・安芸・一志地区に分かれたブロック事業関係費について、領収書等が添付されていないため、決裁文書からは、市費充当経費の内容を確認することができなかった。</p> <p>委員会と協議し、委員会における会費収入の用途の明確化を促すとともに、ブロック事業関係費について</p>
-------	---

	は内規を策定するなど、補助対象経費及び補助金算出基準を明確化されたい。
措置の内容	<p>津市スポーツ振興事業補助金交付要綱に基づく津市スポーツ推進委員会活性化事業補助金の具体的な取扱基準を明確にし、同補助金の運用を円滑かつ適正に実施するために、必要な事項を定める「津市スポーツ推進委員会活性化事業補助金の各ブロック及び各部会における補助対象経費と補助対象外経費に関する基準」を制定した。</p> <p>令和3年度の交付確定時には、同基準に基づき領収書の写しを添付した。</p>

監査の結果	<p>書類審査の形骸化について</p> <p>(2) 繰越金の増加</p> <p>委員会の令和2年度収支決算書を確認すると、変更交付決定により、補助金額は、166万円から57万3,775円へと減額されてはいるが、繰越金額は、前年度繰越金59万9,882円から次年度繰越金96万1,464円へと36万1,582円増加している。</p> <p>繰越金の増加分は全額会費収入によるものとのことであったが、交付確定額の妥当性が検証しにくい決算状況となっている。繰越金の取扱いについて、委員会と協議をし、真に必要な補助金額を精査されたい。</p>
措置の内容	<p>令和3年度から、会費を充当する事業と補助金を充当する事業を選別することとした。</p> <p>また、繰越金の使い方を検証し、令和4年度の補助金額を令和3年度より28万円の減額とした。今後も、真に必要な補助金額となるよう精査する。</p>

(3) 商工観光部

観光振興課（津うまみ発信事業支援補助金）

監査の結果	書類審査の形骸化について
-------	--------------

(1) 不明確な補助対象経費について

平成30年度及び令和元年度の実績報告及び添付された領収書を確認したところ、平成30年度の対象事業費298万6,452円のうち166万300円、令和元年度の対象事業費163万1,903円のうち89万1,652円が、B1グランプリ等のイベントに参加するための旅費及び宿泊費となっているが、どのイベントに何人が参加し、どのような交通手段を利用したか記載されていないものもあり内容が不明確であった。

また、交通手段がバス、電車、飛行機など参加者ごとに異なっている上、実績報告書と領収書だけでは誰がどの交通手段を利用したのか判別できない領収書や、参加者ごとに宿泊費が異なり、誰が宿泊したのか判別できない領収書も確認された。

加えて、観光振興課においても、これらの領収書の内容を補助事業者を確認することなく、領収書金額の総額が補助金交付決定額を上回っていることだけをもって交付確定を行っていた。

補助対象経費は、情報発信に要する経費に限るとされている中、補助金使途の大部分が旅費に充てられているため、旅費に対する補助上限額を定めるなど、情報発信に要する経費の対象範囲を明確化されたい。

(2) 適正な会計処理に基づく実績報告書の徴取について

平成30年度から令和2年度までの補助事業者は、NPO法人であるにもかかわらず、誰がいつどこで何に使用したのか判別できないものも含まれた大量の領収書コピーを添付しただけの実績報告書を提出していた。

このような実績報告書では、補助金等の交付事務に求められる透明性、客観性を確保した十分な審査を行

うことはできないことから、NPO法人会計として、補助対象経費を適正に会計処理した会計帳簿の提出を求めるなど、適正な審査を行うことのできる実績報告書を徴取されたい。

(3) 交付申請における事業計画の確認について

補助事業者は平成30年度の事業計画として兵庫県明石市で開催されるB1グランプリイベント等に参加予定として交付申請を提出していた。

しかしながら、事前に変更申請を提出することなく当初の計画になかった長崎県対馬市や北海道札幌市のイベントに参加し、当該年度の補助対象経費163万1,903円の約3割に当たる53万3,080円の旅費を補助対象事業費として実績報告書を提出し、130万円の補助金の交付を受けていた。

このような状況では交付申請の審査が適正に実施されているとは言えないことから、事業計画を精査した上で交付申請を提出し、事業計画に変更が生じた際には変更申請を提出するよう補助事業者に指導徹底されたい。

(4) 支援の必要性の検証について

本補助金の補助事業者は補助金対象事業としているイベント等で物販を実施し収益を得ているが、本補助金の交付申請書や実績報告の収入の部には対象事業費と津市からの補助金の差額が自己負担として計上されているのみで内容の説明も記されていなかった。

補助事業者に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小された令和2年度を除いて、固定された額が交付されているが、本来補助金は、事業の収入のみで事業が実施できないか検討し、財政的支援が必要とされる場合にのみ交付すべきものであることから、補助事業者に事業に係る収入についての確認を実施し、支援の妥当性及び補助金額の適正額を検

	証されたい。
措置の内容	<p>補助事業者に対し、事業計画等に変更が生じた場合や補助事業等に要する経費の配分を変更する場合には、適正に事業計画変更承認申請を行うよう指導を行った。</p> <p>また、取扱要領について、補助対象経費や補助事業者の範囲の整備の準備を進めていたが、令和3年度はコロナ禍で活動が制限されたことにより、補助事業者から津うまみ発信事業支援補助金の申請はなかった。</p> <p>当該補助金における所期の目的を達成されたと判断し、令和4年度以降は予算計上せず、当該補助金を廃止する。</p>